

唐津市 1 Day インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学に在学する学生（以下「学生」という。）を対象に、唐津市役所における就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生が市政に対する理解を深めるとともに、進路の選択に向けた就業意識の向上に寄与することを目的とする。

(実施期間)

第3条 インターンシップの期間は、原則として1日とする。ただし、それ以外の期間においても人事課長が必要と認める場合は、実習を行うことができるものとする。

(実習生の受入)

第4条 実習を希望する学生は、唐津市が指定する方法により申し込むものとし、唐津市は、申請受付後、学生に対して受け入れ可否について通知する。

(実習に係る費用)

第5条 唐津市は、実習生に対して賃金、報酬、手当、旅費その他の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、在籍する大学の学生としての身分を有し、唐津市の職員としての身分を有しない。

(実習生の遵守事項)

第7条 実習生は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令等を遵守すること。
- (2) 誓約書を提出すること。
- (3) 実習中は実習に専念し、職員の指示に従い、積極的な姿で実習に臨むこととし、唐津市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後を通じ、外部に漏らさないこと。
- (5) 市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮すること。
- (6) 実習中、貸与された名札を着用すること。

(事故責任等)

第8条 事故責任等については次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習中（実習場所への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

- (2) 実習生が故意又は過失により唐津市又は第三者に損害を与えたときは、実習生は、その損害を賠償するものとする。

(実習の中止)

第9条 唐津市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。

- (1) 実習生がこの実施要領の遵守事項に従わないとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 唐津市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。